

蒲生俊文の墓誌

堀 口 良 一

解題 安全運動の先駆者である蒲生俊文（1883-1966年）¹の1回忌に当たる1967年（昭和42年）9月9日に長男の蒲生俊仁が建てた墓が東京都八王子市の南多摩霊園にある。ここで紹介する墓誌（以下、「東京墓誌」と呼ぶ）の建立は蒲生俊仁が文案を作っていたにもかかわらず、結局、実現されなかった。その詳しい事情は明らかでないが、残された東京墓誌の文案は、蒲生俊文の家系などを知る貴重な手がかりを与えており、蒲生俊文に関する研究上、有意義な資料だと判断し、ここに掲載するものである。

蒲生俊文は父・俊孝の勤務地の関係から栃木県宇都宮に生まれ²、東北および関東地方を生活拠点とし、亡くなったのは東京都である。しかし、本籍の所在地は彼の先祖に当たる蒲生秀俊³から俊孝までが、その活動の場としてきた飛驒高山（岐阜県高山市）にあった。このため、蒲生家の墓は現在も当地にあり、蒲生俊文も、そこに分骨され眠っている。つまり、蒲生俊文の墓は、高山と東京の2箇所が存在する。

高山の墓⁴は、真宗高山別院の墓地にあり、菩提寺は岐阜県高山市総和町の真宗大谷派不遠寺である。実は、高山の墓にも墓誌（以下、「高山墓誌」と呼ぶ）があり、それは蒲生俊仁が1974年（昭和49年）10月25日に建立したものである⁵。ただし、それは蒲生家に関する墓誌であり、俊文個人に関する東京墓誌とは性格を異にする。

以下に、東京墓誌の全文を掲載するに当たり、ルビと注を追加し、縦書きの原文を横書きにした。また、1字アキ（天照大御神の前の空欄）を□

で示した。

墓誌

蒲生氏ノ近州蒲生郡⁶ニ據ル初メハマコトニ悠久ノ古ヘニシテ、古事記ニ伝ヘテ曰ク、□天照大御神ノ御子天津日子根^{あまつひこねのみこと}命ハ蒲生稲寸ノ祖ナリト。サレド中世以降武門ノ故ヲ以テ秀郷流藤原氏ヲ称ス。蒲生俊賢ハ現存系図ノ太祖ニシテ源頼朝ト世ヲ同フス。一時家運大イニ興リテ五大諸侯ニ列セラルルモ徳川氏ノ世トナリテ家ハ改易、一族離散、飛州高山ニ隠棲セルヲ蒲生大藏秀俊ト称ス⁷。父ノ玄祖父ナリ。

父ハ明治十六年四月九日野州宇都宮⁸ニ生ル。ソノ父ハ正六位勲五等判事蒲生俊孝、母ハ下総古河藩士池田曾右衛門則重ノ女糸子ナリ。

第二高等学校ヲ経テ明治四十年東京帝国大学法科大学政治学科ヲ卒業、大蔵省、東京電気株式会社等ニ職ヲ奉ズ。後内務省社会局産業福利協会常務理事、財団法人協調会常務理事ヲ歴任ス。コノ間我国産業安全運動ヲ創始シ生涯ヲソノ普及発展ニ捧ゲ死ノ床ニ倒ルマデ五十年間東奔西走一日モ席ノ温ルコトナシ。曾テ世人誇リテ安全狂ト言ヒ、驚嘆シテハ安全ノ神様トイフ。夫レ安全ノ目的ハ人命ノ尊重ニアリテ機械ノ保全ニハアラズ。シカルニ安全運動ノヤヤモスレバ技術指導ニ偏リテ精神ヲ蔑ニスルヲ歎キ、人格中心ノ労務管理、安全哲学ヲ提唱、ソノ研究ニ没頭ス。再度欧米諸國ヲ歴訪、安全運動ノ国際的協力態勢ノ実現ニ努メ内外関係官庁団体ノ表彰ヲ受ク。昭和三十二年藍綬褒賞、昭和三十九年勲二等瑞宝章ヲ賜フ。昭和四十一年九月九日遂ニ魂魄^{こんぱく}天ニ帰ス嗚呼。享年八十三歳。直チニ贈正四位ノ御沙汰アリ。

茲ニ父ノ一年祭ヲ厳カニ執行シ、父ノ学友元伯爵明治神宮々司甘露寺受

長⁹ 氏ノ書ヲ刻ンテ墓石ヲ建ツルニ当リ父ノ為ニ識ス。

昭和四十二年九月九日

蒲 生 俊 仁

注

- 1 蒲生俊文は日本における安全運動の第一人者であり、その生涯を安全運動（とくに労働災害防止運動）に捧げた功労者であるが、その名は現在ほとんど知られていない。彼の安全運動との関わりについては、差し当たり、堀口良一「蒲生俊文と安全運動」『近畿大学法学』第49巻第2・3合併号、2002年2月、127～163頁を参照。
- 2 蒲生俊孝については、飛騨人物事典編纂室編『飛騨人物事典』（高山市民時報社、2000年）の81頁に記述があり、数行程度の簡素な内容であるが、次のように記されている。

■がもう・としたか
蒲生俊孝
天保14（1843）～大正1（1912）10・24
裁判官・弁護士。高山町大字三町生まれ。明治2年上京し森春濤の門弟となって法律を学ぶ。宇都宮、土浦、鶴岡などの裁判所に勤務。
そして、蒲生俊文が生まれた当時、父俊孝は宇都宮治安裁判所判事補長を務めていたことが、彦根正三編『改正官員録』博公書院、1884年、第49冊（明治16年4月）で確認できる（ここでは国立国会図書館近代デジタルライブラリーで公開されている同書中の「各裁判所」の項目、191/318コマに拠った）。
- 3 蒲生秀俊から蒲生俊文に至る系図は、秀俊（1712-1784）—俊義（1763-1827）—俊恒（1804-1866）—俊孝（1843-1912）—俊文（1883-1966）となっている（蒲生俊文の孫に当たる蒲生俊敬氏の教示に基づく）。
- 4 高山の墓は蒲生家の墓であるが、墓石（右側面）には建立者である「山下茂兵衛」の名が刻まれている。すなわち、蒲生秀俊の子である俊義である。注5に掲載した高山墓誌の記述から読み取ることができるよう、「故アリテ飛騨国高山ノ地ニ身ヲ隠シ」ていたため、墓石には蒲生の名を当時は刻むことが叶わなかったようである。
- 5 高山墓誌の記述は以下のとおり（改行原文のとおり）。なお、以下で言及されている「俊義（山下茂兵衛）ノ建テシモノ也」という部分について、墓石の左側面に「文政二年」と彫られているので、文政二年（1819年）に建立されたと考えられる。

墓誌

此ノ納骨塔ハ蒲生家改易ノ後、故アリテ飛驒
国高山ノ地ニ身ヲ隠シ、岳父ノ姓ヲ借りテ山下
茂助ト称セシ蒲生大蔵秀俊ノ嫡男俊義（山
下茂兵衛）ノ建テシモノ也。

塔内ニハ秀俊（天明四年没、室小鳥村山下氏）
ヨリ俊義（文政十年没、室高山向山岩瀬氏）俊恒
（慶応二年没、室山之口上田氏）俊孝（大正元年没
室古河藩士族池田氏）ヲ経テ俊文（昭和四十一年
没、室薩摩藩士族有川氏）ニイタル五代ノ父祖
ヲハジメ一族ノ霊骨ヲ収ム。

右子孫ノタメ記シオクモノ也。

昭和四十九年十月二十五日 母純子ノ七七忌ニ
アタリテ俊文嫡男俊仁記ス。

- 6 近州蒲生郡は、現在も滋賀県蒲生郡（日野町と竜王町から成る）として地名を残している。
- 7 蒲生秀俊に至る系図の詳細は不明であるが、東京墓誌では蒲生（藤原）秀郷に遡るとしている。また、扶桑禅客（芦野太蔵）『安全の闘将 蒲生俊文先生』（非売品）1930年、22頁によれば、秀郷の子孫である蒲生氏郷がこの系図のなかにいるという。氏郷（1556-95）は近江国日野城主で織田信長に仕えた賢秀（1534-84）の子で、織田信長、次いで豊臣秀吉に仕えて戦功をたてただけでなく、歌や茶にも親しんだ「文武兼備の器量人」として知られ、またキリスト教信者でもあったという（三省堂編修所編『コンサイス日本人名事典 改訂新版』1993年、三省堂、363頁）。氏郷から秀郷に至る系図は詳らかでないが、蒲生俊文は、滋賀県日野町に建てられた氏郷の銅像の前で写真を撮っており、氏郷を慕い、親近感を持っていたようである。蒲生俊文自身も仕事も趣味（短歌、俳句、絵画など）も兼ね備えた「文武兼備の器量人」であり、入信はしなかったもののキリスト教にも親しんでいたため、自分の姿を氏郷に重ね合わせていたのであろう。
- 8 野州宇都宮は、当時、栃木県宇都宮であった。蒲生俊文は、墓誌に記載されているように、裁判官であった父・蒲生俊孝が当時勤務していた栃木県宇都宮で出生している。なお、宇都宮は当時、まだ宇都宮町（1889年）あるいは宇都宮市（1896年）にはなっていなかった。
- 9 甘露寺受長（1880-1977年）は蒲生俊文と東大法科の同窓で（東京帝国大学編集・発行『東京帝国大学一覧 従大正元年至大正二年』1913年、86頁および107頁）、親交があった。

謝辞 本資料の公開に当たり蒲生俊敬氏のご承諾を賜りました。また、高山墓誌の調査に際して、不遠寺住職の四衢亮よつじあきら氏のご支援を賜りました。両氏のご厚意に心より御礼申し上げます。

付記 本稿は日本学術振興会科学研究費補助金による研究課題「蒲生俊文の伝記的研究—戦前期日本における安全運動の基礎的研究—」（研究代表者・堀口良一、研究課題番号21530575、研究期間2009～2011年度、研究分野・社会学、研究種目・基盤研究（C））の成果の一部である。